

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例

(藤崎台県営野球場条例の一部改正)

第1条 藤崎台県営野球場条例(昭和35年熊本県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本武道館条例の一部改正)

第2条 熊本武道館条例(昭和46年熊本県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本県立美術館条例の一部改正)

第3条 熊本県立美術館条例(昭和50年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第14条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本県身体障害者福祉センター条例の一部改正)

第4条 熊本県身体障害者福祉センター条例(昭和50年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本県都市公園条例の一部改正)

第5条 熊本県都市公園条例(昭和53年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「行為が」の次に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがないと認める場合又は」を加える。

第5条の2第1項中「次の」を「次の各号の」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあるとき。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 前条第1項第2号に該当することとなった者

（熊本県立劇場条例の一部改正）

第6条 熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県伝統工芸館条例の一部改正）

第7条 熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第9条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県立総合体育館条例の一部改正）

第8条 熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県野外劇場条例の一部改正）

第9条 熊本県野外劇場条例（昭和62年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県農業公園条例の一部改正）

第10条 熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第10条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県環境センター条例の一部改正）

第11条 熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第10条に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に該当することとなったとき。

（熊本県総合福祉センター条例の一部改正）

第12条 熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に該当することとなったとき。

（熊本産業展示場条例の一部改正）

第13条 熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本県立青少年の家条例の一部改正)

第14条 熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本県総合射撃場条例の一部改正)

第15条 熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(くまもと県民交流館条例の一部改正)

第16条 くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

第9条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。